

日本の児童の健全育成政策の成立展開

植木信一^{1*}

児童福祉法制定時につくられた児童の健全育成の理念は、すべての児童を対象とする児童福祉法の理念を具体化するものとして使用されている。しかし、日本の児童の健全育成政策は、児童福祉法に規定されながらも、一方で体系的に整備されてこなかった可能性がある。したがって、本論文では、日本の児童の健全育成政策の全体像を整理するために、関係する健全育成政策および、主たる健全育成政策の担当省庁の基本的な考え方についてまとめ、日本の児童の健全育成政策の成立展開を明らかにすることを目的とする。

その結果、関係する健全育成政策の全体像を整理すると、日本の健全育成の捉え方は、原則的には児童福祉法に規定されながらも、体系的に進められてきたものではなかったために、厚生労働行政における児童の健全育成とはその内容や理念が異なることが明らかになった。

キーワード： 児童福祉法、健全育成政策、厚生労働行政

はじめに

児童福祉法制定時につくられた児童の健全育成（以下、「健全育成」とする）の理念は、すべての児童を対象とする児童福祉法の理念を具体化するものとして使用されている。

しかし、児童福祉法制定過程において当初に議論されたのは、児童保護法であった。たとえば、児童厚生施設は、1945（昭和20）年の児童保護法案要綱大綱案には、児童文化施設として規定され、1945（昭和20）年11月4日の児童保護法仮案には、児童保護施設のうち普通児童保護施設としての児童遊園しか規定されていない。いずれも児童文化の向上に資することが明記されていることから、最初から健全育成が議論されていたのではないことが確認できる。

その後、1947（昭和22）年1月25日の児童福祉法要綱案においても、児童遊園の規定しかなく、1947（昭和22）年2月3日の児童福祉法案では、健康文化施設としての「児童の健康を増進し、又はその文化を向上させる児童遊園」が規定されている。

1947（昭和22）年6月2日の児童福祉法案によって、ようやく「児童厚生施設」名称が登場し、「児童厚生施設とは、児童遊園、児童館等屋内または屋外で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにする施設をいう。」と規定された。

児童福祉法は、1947（昭和22）年12月12日に公布され、1948（昭和23）年1月1日に施行されている。しかし、その後しばらくは、児童文化向上対策や、経済的な非行対策が続くことになる。

なお、「一般児童の健全育成」が、はじめて登場したのは、1956（昭和31）年の中央児童福祉審議会「児童福祉行政の諸問題について」意見答申に、「一般児童の健全育成についての具体的な方策」が示されてからとなる。

しかし、上平（1998）は、「終戦直後からの児童健全育成政策は、文部・厚生・労働・法務による各省別に分断され個別の施策であったがために、その対策は体系性を欠いていると衆・参両院から指弾された。」として、「総理府が総元締め役に浮上」したことを指摘している¹⁾。つ

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：ueki@unii.ac.jp

利益相反：なし

まり、日本の健全育成政策は、児童福祉法に規定されながらも、一方で体系的に整備されてこなかった可能性がある。

したがって、本論文では、日本の健全育成政策の全体像を整理するために、関係する健全育成政策および、主たる健全育成政策の担当省庁の基本的な考え方についてまとめ、日本の健全育成政策の成立展開を明らかにすることを目的とする。

方法

本論文では、国によって健全育成がどのように進められてきたかについて、歴史的な背景から整理する。具体的には、健全育成政策の成立と展開の全体像を整理するために、関係する政策の分類および、各省庁間の取り組みの内容について分類する。

結果と考察

1. 健全育成政策の展開

(1) 福祉政策

1) 児童文化の向上

1950（昭和25）年には、中央児童福祉審議会にて優良文化財の推薦が始まり、主に児童館を拠点として健全育成活動を実施するボランティア組織である母親クラブには、これらの普及が期待された。今日、社会保障審議会児童文化分科会による推薦児童文化財として継続している。

中央児童福祉審議会は、児童福祉法制定時に中央児童福祉委員会として、国によって設置されている。1948（昭和23）年4月22日に実施された第1回中央児童福祉委員会の議事録（概要）¹⁾によれば、「児童福祉の問題は極めて広汎にわたり、国民各人の実生活と極めて密接な関係をもっておりますので、単に役所や事業関係者だけの努力では十分な成果を挙げることは困難であって、社会全般の自覚と協力に待たねばならぬことを痛感致すのであります。今回児童福祉委員会が設けられたのもこの趣旨から出ているのでありまして、児童福祉法に規定されてあります通り、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議をお願いするとともに児童に関する民間の輿論を代表し、事業実施の有力なる推進力となって頂く建前となっているのであり

ます。」とされ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を取り扱っている。同年6月15日の第4回中央児童福祉委員会では、「児童文化に関する事項」が協議事項に挙げられ審議されている。その際に、児童局保育課による「児童文化に関する[調査]資料」が実施され、審議材料とされていることなどから、国によって児童福祉における児童文化の取り扱いが重要視されていたことがわかる。

これらの審議を経て、1948（昭和23）年10月13日に、「児童文化向上対策について」（局長通知）が出され、その中で、「児童文化向上対策要綱」が示され、児童文化財の推薦や勧告、優秀児童文化財に対する保護及び普及措置などが規定された。中央児童福祉委員会は、児童文化向上の質的向上を図るため、審査申請のあった児童関係映画、紙芝居、児童関係図書、絵本、児童の遊び道具、玩具等を児童文化財とし、審査によって優秀児童文化財と認めたものを推薦することになった。母親クラブは、その際の「児童文化活動の末端機構」²⁾として、巡回文庫等とともに整備された。

児童館は、児童厚生施設運営要領（1951年）にて、「子供のためのレクリエーション施設」と位置付けられていることから、児童館を拠点とした母親クラブ活動は、児童文化向上のための活動であったと考えられる。

2) 非行防止

中央児童福祉審議会（1956年）では、「一般児童の健全育成についての具体的方策」として、地域の健全育成の担い手である母親クラブの普及に努めることが指摘された。さらに、1957（昭和32）年の第1回全国児童館会議において、児童館は、「遊びの指導に恵まれない児童等の保護目的」と同時に、「当該地域の一般児童」を対象とすることが確認された。

これらの背景として、大阪等の都市部においては、留守家庭児童が警察のいわゆるブラックリスト化されたり、留守家庭児童の窃盗事件をきっかけにして、児童福祉法第39条の2「保育に欠けるその他の児童を保育することができ」条項を活用する学童保育を実施したり、PTAにより小学校における学童保育が実施されたり

した。非行防止の観点から留守家庭児童対策の推進が図られていたことがわかる。

このような地域の一般児童を対象とする健全育成のマンパワー養成として、1960（昭和35）年「児童健全育成事業補助金」制度により、地域のボランティア組織向けの研修会が実施された。局長通知により次のような研修内容が指示されている。①児童福祉事業の概況について②児童健全育成活動について③児童の健康と栄養④児童の心理と指導について（児童の心理、欲求、性格形成、問題児の指導、集団指導、事故防止、環境の浄化、文化財の問題等）⑤レクリエーションについて。

つまり、非行防止の観点からは、一般児童のための健全育成として、福祉政策に位置付けられることになる。

3) 児童の資質向上

1962（昭和37）年の人口問題審議会および中央児童福祉審議会答申において、児童の健全育成のために、「児童の資質向上」が重要であると指摘されている。

そのなかで、①地域組織活動（母親クラブ等）の促進のほかに、②児童厚生施設の設置・活用、③家庭対策による児童相談・家庭等助言制度の確立が明記され、これを受けて、翌年の1963（昭和38）年に「国庫補助による児童館の設置運営」が通知されるに至る。児童厚生施設の設置・活用については、児童館の整備によって児童の資質向上を図る施策がとられることになる。さらに、放課後児童クラブを児童館で実施する方針が示され、児童の資質向上をはかることで対応する健全育成施策であったことがわかる。

また、家庭対策による児童相談・家庭等助言制度の確立については、児童家庭相談室の設置（1964年）等によって対応された。その背景には、1963（昭和38）年の中央児童福祉審議会における「家庭対策に関する中間報告」による家庭対策の強化があり、その後、1964（昭和39）年に、厚生省児童局が「児童家庭局」へと変更され、家庭対策に関する厚生行政部署が設置された。同年に、家庭児童相談室の設置、母子福祉法の公布施行、日本総合愛育研究所の設置など、家庭対策の観点から児童の資質向上を図る

政策が進められたことがわかる。

その後、1973（昭和48）年に、「国庫補助による母親クラブ活動要綱」が通知され、母親クラブに対する国庫補助制度がスタートする。

放課後児童クラブについては、1976（昭和51）年の厚生省「都市児童健全育成事業」においても、児童館の十分な整備が図られるまでの経過措置的扱いにとどまり、児童館において留守家庭児童対策が図られる方針が継承された。

その後、1979（昭和54）年の閣議決定『『新経済社会7カ年計画』について』ⁱⁱⁱ（いわゆる日本型福祉社会論）の計画の基本的考え方においては、「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連携を基礎」としながら、社会保障の整備のための施策の基本方向について、「個人の自助努力に加えて、家族の相互扶助、さらには近隣社会をはじめとする社会連帯などのあたたかい人間関係のもとに築き上げられるもの」とされた。

そのために、「市民や企業のボランティアな福祉活動の振興」の検討を進めるなど、時代背景や地域特性の変化とともに、地域のボランティア組織が、国による家庭づくりに組み込まれていく。つまり、母親クラブなどのボランティア組織が地域展開される1970年代～1980年代においては、個人の自助努力および家族の相互扶助を推進する健全育成施策として展開されていたと考えられる。

4) 計画的に組織される地域活動

児童委員は、地域活動を行う意味において母親クラブとよく似た存在だが、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けて市町村または特別区におかれるもので、民生委員が職を兼ねることになっていることから、母親クラブのような原則任意によって組織される地域活動とは異なり、計画的に組織される地域活動である。主任児童委員は、民生委員と兼務せず児童委員の業務に専念するものが指名されるが、これも同様である。

児童委員・主任児童委員については、2009（平成21）年に、文部科学省と厚生労働省の連名^{iv}で、「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進

について(依頼)文書が通知されている。このなかで、「各地方公共団体において、児童福祉部局、教育委員会、家庭教育支援団体、学校等の関係機関が連携を強化し、子どもや子育て家庭への支援活動を積極的に」行う旨が示されているため、他の団体と連携しやすい組織であるといえる。

また、司法との関係からは「更生保護女性会」がある。「更生保護女性会」は、女性の立場から、犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人々の更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である(日本更生保護協会, 2001)²⁾。

戦前から「少年保護婦人会」という名称で少年保護の活動を行っていた婦人団体が、東京、京都、高松等の地域において少年審判所に所属する女性の少年保護司等により組織されていた。その後、1949(昭和24)年の更生保護制度発足に伴い、更生保護機関、保護司会の支援の下に各地に地区単位の更生保護婦人会(現・更生保護女性会)が結成された。そのような意味においては、法務省の管轄によって全国に計画的に組織される。

(2) 社会教育政策

社会教育分野においては、「子ども会」、「ボーイスカウト」や「ガールスカウト」あるいは「スポーツ少年団」や「海洋少年団」などの組織がある。

「子ども会」は、会員と指導者を備えた少年少女団体として存在し、全国的な連絡組織として、公益社団法人全国子ども会連合会がある。その存在も戦前と戦後ではそのあり方が違っているという(田中他, 1996)³⁾。戦前において「子供会」とは会合のことを表し休日などに子どもたちを集めて単発的あるいは継続的に話し会、人形劇、年中行事などを実施していた。戦後は「子ども会」としての用語が使用され固有名詞として使われている。

ボーイスカウトやガールスカウトあるいはスポーツ少年団や海洋少年団などの組織が、広義の子ども会に含まれるが、学校ごとに少年団体

を計画的に組織するという形態としてPTAや町内会が指導して小学校区や通学班ごとに組織する「子ども会」とは異なる。

日本の社会教育政策は、1970年代～1980年代にかけて、生涯学習政策へと移行し、生涯学習が教育の枠を超えた国家的政策の理念となったといわれている^{v)}。具体的には、1971年の社会教育審議会答申、1981年の中央教育審議会答申、1987年の臨時教育審議会答申を経て、1990年には生涯学習振興整備法が成立し、日本の社会教育政策が、生涯学習へと変容するなかで、教育の枠を超えた国家的政策の理念となったとされている。

鈴木(2000)⁴⁾は、このような動向に対して、「『生涯学習振興整備法』は、通産省との連携を重視していて、教育法というよりも『産業法』のようである。」と批判している。

また、日本の社会教育は、家庭や職場等で実施される学校以外の組織的教育活動で、国民の自己教育活動を援助することが国と地方行政の役割であるとされている^{vi)}。ところが、国や地方行政は、こうした役割を十分に果たすことなく、1970年代からは、具体的な公的責任を縮小したことが、むしろ生涯学習政策の本質であるという^{vii)}。

このように見てくると、日本における1970年代～1980年代にかけての社会教育政策は、たとえば社会教育施設などを展開しようとする場合に、経費や人手がかかり経済的に困難であるため、国や地域行政がお金を出して社会教育をするという手段をとらずに、公的責任を縮小していたことがうかがえる。

(3) 母子保健政策

母子保健分野における地域組織活動として「愛育班」がある。「愛育班」とは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会が実施する母子保健分野の地域組織活動である。1936(昭和11)年に全国5か村で発足し、こと農村漁村の乳児死亡率が非常に高いことに着目し、地域の女性たちがボランティアとして愛育班員となり母子保健活動に努めたものである。地域内全世帯を対象にし、一人の班員が10世帯程度を受け持ち、町内会や字の範囲で分班をつくり、小学校区または

旧町村の範囲で一つの班を構成した。活動の主なものは班員の家庭訪問と話し合い、学習（分班長会議と分班ごとの班員会議）であり、いずれも月1回は実施することとされている。

これらの活動は母親クラブ活動とよく似ているが、愛育班は母子保健分野における地域組織活動であり児童館との連携はない。一方で、母親クラブは、健全育成分野における地域組織活動であり児童館等と連携しながら活動を進めていることに違いがある。

(4) 同和政策

児童館のない戦前は、隣保館の一部にて、近隣の母親の保健知識や育児技術を高め児童福祉の向上を図る目的で、母親クラブ活動が行われているが、これらはセツルメント運動の一環であると考えられ、政策的な意図は確認できない。

政策としては、1953（昭和28年）に、戦後初の同和予算として「隣保館設置費」補助制度が開始され、同和対策としての健全育成は、隣保館整備としても進められた。

また、1965（昭和40年）年の同和対策審議会は、児童の健全育成のために、児童館設立促進と同時に隣保館の充実と専門職員の配置を答申するなど、同和対策としての一面もみられる。1969

（昭和44）年には、同和対策事業特別措置法によって、児童館を設置する市町村に対する施設設備および運営補助が、1986（昭和61）年まで続けられた^{viii}。これは、市町村が同和対策地域に設置する児童館に対して、用地取得を除く施設整備と運営費の補助がされるもので、この補助金を活用して設立された児童館は、284か所であり、運営費の補助は1,751か所であったという^{ix}。

このように同和対策が、児童館整備に活用された事実を確認することができるが、その対象はあくまで同和対策地域に限定されるものであり、全国的に児童館を普及させるような普遍的な健全育成施策に活用されたものではない。

2. 省庁間の健全育成政策の取り組み

(1) 厚生労働行政の基本的な考え方と施策

厚生労働省における健全育成政策は、子ども家庭局保育課健全育成推進室の児童健全育成専

門官および子育て支援課の児童環境づくり専門官が担当することになっている。所掌事務としては、児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること、放課後児童健全育成事業に関すること、児童の福祉のための文化の向上に関すること（児童文化財普及等事業）。児童委員に関すること、児童厚生施設とその職員養成施設の設備と運営に関すること、児童厚生施設の職員の養成と資質の向上に関すること、および母親クラブに関することなどである。

児童福祉法の理念である「児童の健全育成」は、厚生労働行政が担当し、また、児童厚生施設（児童館）の担当部署でもある。したがって、厚生労働行政においては、児童福祉法第2条に規定する国の責務を前提とするため、原則的に健全育成の対象を一般児童としている取り組みであるといえる。

(2) 文部科学行政の基本的な考え方と施策

文部科学省スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）が担当する。

青少年の豊かな心と社会性を育成するため、自然体験などの多様な体験活動の実施、民間団体が実施する子どもの体験活動への支援、国立青少年教育施設における先駆的な青少年の体験活動の機会の提供や指導者の育成等を実施している。

社会教育施設等を活用しながら子どもの社会性を育成する「青少年の健全育成」を推進する部署であるが、そこには、児童福祉における児童厚生施設（児童館）の活用は含まれない。

また、生涯学習局社会教育課では、社会教育に関する内容を管轄している。社会教育とは、社会教育法（昭和24年法律207）において、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」（第2条）と定義されている。その事業を行うのは公民館（第20条）であるとされており、ここでも児童厚生施設（児童館）は含まれない。

つまり、文部科学行政における青少年の健全育成とは、社会教育の範疇であり、厚生労働行政における児童の健全育成の考え方とは異なる

ものであるといえる。

(3) 内閣府の基本的な考え方と施策

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）が担当する。

各省庁間の調整役を果たすことが役割であり、そのために「青少年の健全育成」という表現が使用されることが多い。

また、1949（昭和24）年に内閣に設置された青少年問題対策協議会は、非行防止対策を協議する組織として発足した。その後、1950（昭和25）年には、中央青少年問題協議会、1966（昭和41）年には、青少年問題審議会となった。

子ども・若者の育成・支援に関する企画・立案や総合調整を担う官庁として、ニート、引きこもり、不登校の子どもなど困難を有する子ども・若者への支援などの施策の基本的方向を定めたり、施策全体の具体的かつ総合的な方針を定め、その方針に基づき関係省庁が地方公共団体などと連携しつつ、施策を実施する。

現在は、「子ども・若者ビジョン」の策定、「子ども・若者白書（旧・青少年白書）」の作成、都道府県青少年育成条例等の現状の調査・公表、犯罪対策関係会議による「児童ポルノ排除総合対策」策定、青少年インターネット環境整備に関する施策の推進など、主として非行防止対策に対応する内容となっている。有害図書規制などを定めた青少年育成条例は、ほとんどの都道府県が制定するに至っている。

このように、内閣府における「子ども・若者の育成」の考え方は、非行防止対策が基本理念であり、その対象は、子どもだけではなく若年層も含まれる。これらの範疇の捉え方においても厚生労働行政における児童の健全育成とはその内容や理念が異なるといえる。

結語

以上のように、日本の健全育成政策の成立と展開の全体像を整理することができた。日本の健全育成政策を詳細に分析すると、各分野によってそのとらえ方が異なることがわかった。

厚生労働行政においては、児童福祉法第2条に規定する国の責務を前提とするため、原則的に健全育成の対象を一般児童としている取り組

みであることが確認できた。児童文化向上のための活動としてスタートした児童館や母親クラブ活動は、非行防止や事故防止のための政策を経て、一般児童のための健全育成として福祉政策に位置付けられることになる。

ただし、母子保健分野における愛育班などは、児童館等との連携が認められず、地域組織活動として児童館等と連携しながら活動を進めている母親クラブ活動との違いを確認することができる。さらに、同和対策においては、児童館整備に活用された事実を確認することができるが、その対象はあくまで同和対策地域であり、ひろく地域の一般児童を対象とした健全育成に活用されたものではない。

また、文部科学行政における「青少年の健全育成」の考え方は、社会教育の範疇で遂行されることが多く、厚生労働行政における児童の健全育成の考え方とは異なるものであるといえる。内閣府は、「子ども・若者の育成」の考え方によって若年層を含む政策が基本理念であることが確認できるため、各省庁間の調整役を果たすことが求められている。

しかし、日本の健全育成は、限られた行政分野だけで遂行できるものではない。

このように、関係する健全育成政策の展開を整理すると、日本の健全育成の捉え方は、原則的には児童福祉法に規定されながらも、体系的に進められてきたものではなかったために、厚生労働行政における児童の健全育成とはその内容や理念が異なることが明らかになった。

文献

- 1) 上平泰博. 児童館と学童保育所の関係史概説—東京都の制度・施策史をとおして. 児童館・学童保育21世紀委員会、編. 児童館と学童保育の関係性を問う. 東京：萌文社、1998；126—140.
- 2) 法務省保護局、編. わかりやすい更生保護更生保護便覧. 東京：更生保護法人日本更生保護協会、2001.
- 3) 田中治彦、中島純、上平康博. 少年団の歴史—戦前のボーイスカウト・学校少年団—、東京：萌文社、1996.
- 4) 鈴木敏正. 社会教育推進全国協議会、編.

社会教育・生涯学習ハンドブック第6版.
東京：教育推進全国協議会、2000；113.

ABSTRACT

Development of child healthy upbringing policies of Japan

Shinichi Ueki^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

^{2*} Correspondence, ueki@unii.ac.jp

The philosophy of sound development of children created at the time of enactment of the Child Welfare Law is used as materializing the philosophy of the Child Welfare Act for all children.

However, while health regulation policies of children in Japan are stipulated in the Child Welfare Law, there is a possibility that they have not been systematically developed.

Therefore, in this paper, we summarize the classification of related sound development policies and the basic ideas and policies of the ministries responsible for the main sound development policy, in order to arrange the overall picture of the establishment and development of health promotion policy in Japan. It is aimed to classify health promotion policies of children in Japan.

As a result, when classifying related health development policies, since the way to capture soundness of Japan is basically prescribed in the Child Welfare Law, it has not been systematically advanced, so the welfare labor administration It is revealed that its content and idea are different from the health development of children.

Key Words: Child welfare Act, Child healthy upbringing policies, Health, Labor and Welfare administration

注

ⁱ 寺脇隆夫（1996）『続児童福祉法成立資料集成』p263. 厚生大臣挨拶。

ⁱⁱ 1948（昭和23）年10月13日児童局長通知「児童文化向上対策について」別添「児童文化向上対策要綱」には、児童文化活動の末端機構の整備として、①母親クラブ②児童指導班③巡回文庫制度の3つを明示している。このうち、母親クラブは、「健全な児童の生活指導を行うためには、先ずその母親に対して児童の余暇指導、健康管理、栄養生活、訓練等に関する正しい知識をあたえなければならない。そのため、」保育所、母子寮、児童厚生施設、養護施設等を中心として地域的に各施設に関係ある母親及び児童福祉司、児童委員、保母、寮母、児童の指導員等が勧誘した一般家庭の母親を会員とする母親クラブを結成する。」として規定されている。

ⁱⁱⁱ 1979（昭和54）年8月10日閣議決定「『新経済社会7カ年計画』について」より。政府は、経済審議会の答申をうけるかたちで「新経済社会7カ年計画」を閣議決定し、1979（昭和54）年度～1985（昭和60）年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定した。

^{iv} 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長および厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長による課長通知。

v 鈴木敏正（2000）は、「生涯教育・生涯学習の思想はともに古いが、生涯学習政策が登場するのは、現代の学校教育・学歴社会批判を経て、教育全体の再編成が必要となってからである。日本におけるその出発点は、1971年の社会教育審議会答申であり、その後、1981年の中央教育審議会答申、1887年の臨時教育審議会答申を経て、1990年には生涯学習振興整備法が成立し、『生涯学習』が『教育』の枠を超えた国家的政策の理念となった。」としている。（社会教育推進全国協議会（2000）「社会教育・生涯学習ハンドブック第6版」p113より）

vi 社会教育推進全国協議会（2000）「社会教育・生涯学習ハンドブック第6版」エイデル研究所、p117.

vii 同上。

viii 1987（昭和62）年から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改正され、同和対策による児童館整備・運営費補助は、1986（昭和61）年度をもって終了した。

ix 地域改善対策研究所（1986）『地域改善対策事業－その調査と分析－』、102－103.